

4 バス(車両総重量3.5t以下)(令和6年1月1日から令和8年3月31日まで)

区分				税率	
				自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合(3.5t以下の自動車)または平成21年排出ガス基準10%低減)				非課税	
ガソリン自動車 (ハイブリッド車を含む。)	・平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準75%低減達成	かつ	令和2年度燃費基準105%達成	非課税	
			令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和2年度燃費基準110%達成		非課税		
	令和2年度燃費基準105%達成		1%	0.5%	
	令和2年度燃費基準達成		2%	1%	
	・平成30年排出ガス基準25%低減達成 または ・平成17年排出ガス基準50%低減達成	上記以外		3%	2%
ディーゼル自動車 (ハイブリッド車を含む。)	・平成30年排出ガス基準適合 または ・平成21年排出ガス基準10%低減達成	かつ	令和2年度燃費基準105%達成	非課税	
			令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和2年度燃費基準110%達成		非課税		
	令和2年度燃費基準105%達成		1%	0.5%	
	令和2年度燃費基準達成		2%	1%	
	平成21年排出ガス基準適合	上記以外		3%	2%